

弁護士からイベントの告知と利益相反について

法テラス八雲法律事務所 弁護士 伊藤 裕樹
(函館弁護士会所属)



■今回は、2つのテーマについてお伝えいたします。

■1つはイベントの告知です。毎年3月は自殺対策強化月間とされており、国、地方公共団体、関係団体及び民間団体等が様々な自殺対策のイベントを行っております。弁護士会でも自殺対策のイベントを行います。

■日本弁護士連合会では、3月8日(火)に、「暮らしとこころの相談会」という全国一斉の無料法律相談を行います。函館弁護士会では、函館弁護士会館内の相談スペースとお電話で、無料法律相談を行います。当日函館にいらっしゃるという方はもちろん、何か気になることがあるという方も、無料ですので当日はお気軽に函館弁護士会までご相談ください。

■もう1つは弁護士の利益相反についてです。これは、1つの事件について、一方から事件の相談を受けた弁護士は、その相手方から相談を受けてはいけないというルールを意味しています。他人に話にくい秘密を打ち明けた弁護士が、こともあるように紛争の相手方と通じていたなんてことになれば、弁護士への信頼は崩れ去ってしまいますので、このようなルールが定められています。

■弁護士が多い地域だと、このルールが問題となることは多くないのですが、地域に数名しか弁護士がいないと、紛争の相手方が先に近くの弁護士に相談したため、弁護士の利益相反のため、自分が近くの弁護士に相談できず、遠方まで相談に行くことになるという問題が生じます。

■この問題への解決策は地域に弁護士が増えること以外にありませんが、相談を先延ばしにしているうちに相手が先に弁護士に相談してしまうという事態はままありますので、何かトラブルが生じた際には、お早めに弁護士にご相談いただければと思います。

■法テラス八雲法律事務所では、諸々のトラブルに関するご相談を承っております。もし、気になることがある場合には、☎050-3383-8383までお気軽にご予約のお電話をお寄せ下さい。また、「法テラス江差法律事務所(☎050-3383-5563)」でも、ご相談を承っておりますのであわせてご利用ください。

八雲警察署からお知らせ

「振り込め詐欺を始めとする特殊詐欺」の被害防止 ～「電話番号が変わった」「ATMで医療費を還付する」「必ず儲かる」 「名義を貸して欲しい」は詐欺、電話を受けたらまず相談を～

◇特殊詐欺の被害に遭わないために

- ・現金は、現金書留以外では送付できません。
「ゆうパック、レターパック、宅配便で現金を送って」は詐欺です。
- ・ATM操作で還付金を受け取ることはありません。「ATMから携帯で連絡して」は詐欺です。
- ・「必ず儲かる」等のうまい話はありません。「ロト6等の当選情報がある」は詐欺です。
振り込む前に、送付する前に、手渡す前に、警察相談電話#9110へ連絡してください。

◇特殊詐欺撲滅のための騙されたふり作戦への捜査協力依頼 初めての相手等から不審な電話がかかってきた場合は

- ・電話番号、口座番号、現金の送り先などを聞き出す
- ・電話機の録音機能などで犯人との会話を録音するようお願いします。
そして、すぐに
- ・「110番」「#9110(警察相談電話)」に電話をする。
- ・八雲警察署に電話(☎0137)64-2110)をする。
等の情報提供をお願いします。



【問い合わせ先】 函館方面八雲警察署 ☎0137-64-2110